

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 薬務課

法令名	毒物及び劇物取締法		法令番号	昭和25年法律第303号			
手続名	廃棄物の回収等の命令		根拠条項	第15条の3			
処分基準	<p>県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行う毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定する政令で定める物（1）の廃棄の方法が前条の政令で定める基準（2）に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						
	<p>1 法第11条第2項に規定する政令で定める物（施行令第38条第1項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（シアン含有量が1リットルにつき1ミリグラム以下のものを除く。） 2 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で10倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までのものを除く。） <p>2 前条の政令で定める基準（施行令第40条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。 2 ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。 3 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。 4 前各号により難しい場合には、地下1メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。 						
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次	9
	2 弁明の機会の付与						